改正後	改正前
第四　指定訪問看護に係る厚生労働大臣が定める場合 一　（略） 二　訪問看護基本療養費の注15ただし書及び精神科訪問看護基本療養費の注12ただし書に規定する所定額を算定できる場合 (1)～(3)　（略） 三　包括型訪問看護療養費の1のニ、2のニ及び3のニに規定する厚生労働大臣が定める場合 第二の十二に規定する厚生労働大臣が定める者に、訪問看護ステーションが緊急時において即時に適切な指定訪問看護が実施できる体制があり、かつ、当該訪問看護ステーションが指定訪問看護を実施し、包括型訪問看護療養費を算定する利用者全員における訪問看護の実施時間の一日当たりの平均が百二十分以上である場合 第五　経過措置 （削る）	第四　指定訪問看護に係る厚生労働大臣が定める場合 一　（略） 二　訪問看護基本療養費の注14ただし書及び精神科訪問看護基本療養費の注11ただし書に規定する所定額を算定できる場合 (1)～(3)　（略） （新設）
（削る）	第五　経過措置 一　令和六年三月三十一日において現に機能強化型訪問看護管理療養費1に係る届出を行っている訪問看護ステーションについては、令和八年五月三十一日までの間に限り、第一の六の(1)のトに該当するものとみなす。
一　令和八年五月三十一日において現に指定訪問看護事業者が、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所については、令和八年九月三十日までの間に限り、第一の六の(10)の二の基準に該当するものとみなす。 二　令和八年五月三十一日において現に指定訪問看護事業者が、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所については、令和九年五月三十一日までの間に限り、第一の七の(6)の基準に該当するものとみなす。	二　令和六年三月三十一日において現に指定訪問看護事業者が、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所については、令和六年九月三十日までの間に限り、第一の六の(4)の基準に該当するものとみなす。 三　令和六年三月三十一日において現に指定訪問看護事業者が、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所については、令和七年五月三十一日までの間に限り、第一の六の(10)のニの基準に該当するものとみなす。 （新設）
別表 食事療養及び生活療養の費用額算定表 第一　食事療養 1　入院時食事療養(I)（1食につき） (1)　(2)以外の食事療養を行う場合　730円 (2)　流動食のみを提供する場合　665円 注　（略）	**別表** 食事療養及び生活療養の費用額算定表 第一　食事療養 1　入院時食事療養(I)（1食につき） (1)　(2)以外の食事療養を行う場合　690円 (2)　流動食のみを提供する場合　625円 注　（略）

○厚生労働省告示第七十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条第二項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）及び第八十五条の二第二項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十四条第二項及び第七十五条第二項の規定に基づき、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年六月一日から適用する。ただし、同年五月三十一日以前に行われた療養に要する額の算定については、なお従前の例による。

令和八年三月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

2　入院時食事療養(Ⅲ)（１食につき）	
(1)　(2)以外の食事療養を行う場合	596円
(2)　流動食のみを提供する場合	550円
注　（略）	
第二　生活療養	
1　入院時生活療養(Ⅰ)	
(1)　健康保険法第六十三条第二項第二号イ及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第二号イに掲げる療養（以下「食事の提供たる療養」という。）（１食につき）	
イ　ロ以外の食事の提供たる療養を行う場合	644円
ロ　流動食のみを提供する場合	590円
(2)　健康保険法第六十三条第二項第二号ロ及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第二号ロに掲げる療養（以下「温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成たる療養」という。）（１日につき）	458円
注　（略）	
2　入院時生活療養(Ⅱ)	
(1)　食事の提供たる療養（１食につき）	510円
(2)　温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成たる療養（１日につき）	458円
注　（略）	

2　入院時食事療養(Ⅲ)（１食につき）	
(1)　(2)以外の食事療養を行う場合	556円
(2)　流動食のみを提供する場合	510円
注　（略）	
第二　生活療養	
1　入院時生活療養(Ⅰ)	
(1)　健康保険法第六十三条第二項第二号イ及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第二号イに掲げる療養（以下「食事の提供たる療養」という。）（１食につき）	
イ　ロ以外の食事の提供たる療養を行う場合	604円
ロ　流動食のみを提供する場合	550円
(2)　健康保険法第六十三条第二項第二号ロ及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第二号ロに掲げる療養（以下「温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成たる療養」という。）（１日につき）	398円
注　（略）	
2　入院時生活療養(Ⅱ)	
(1)　食事の提供たる療養（１食につき）	470円
(2)　温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成たる療養（１日につき）	398円
注　（略）	

○厚生労働省告示第七十七号

入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号）の規定に基づき、入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等（平成六年厚生省告示第二百三十八号）の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年三月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
二　入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養に係る特別食	二　入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養に係る特別食
(一)　治療食	（新設）
疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓食、脂質異常症食、痛風食、てんかん食、フェニールケトン尿症食、楓糖尿症食、ホモシスチン尿症食、ガラクトース血症食、治療乳、無菌食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。）	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓食、脂質異常症食、痛風食、てんかん食、フェニールケトン尿症食、楓糖尿症食、ホモシスチン尿症食、ガラクトース血症食、治療乳、無菌食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。）
(二)　嚥下調整食	（新設）
摂食機能又は嚥下機能が低下した患者に対して、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する嚥下調整食	